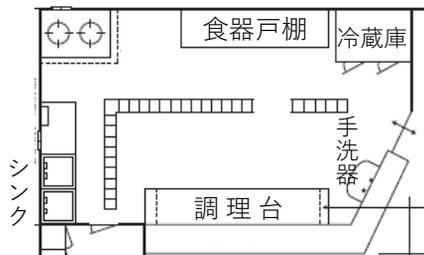


# イベントで食品を取り扱うときの許可・届出について

飲食物を「業」として、調理して提供する場合には食品衛生法に基づく「**営業許可**」が必要です。



「営業許可」を取るには、業種ごとに定められた設備基準に合致する**施設**が必要になります。

例) 調理区画、手洗い設備、冷蔵庫、シンクなど

行事等で飲食物を提供する場合も考え方は同じですが、「業」ではない場合、例えば「公共の目的」や「身内のみ（学校の文化祭など）」の場合、「営業許可」が不要な場合があります

一時的に催されるイベントである

はい

不特定多数の人が参加する

いいえ

**バザーの開催届**

(例)

- ・学校・保育園のバザー
- ・文化祭
- ・会社などが行う運動会など

はい

出店期間が1年に5日以内である

いいえ

**①②の両方の条件に合致する**

①出店できるのは以下のイベントのみ。ただし、専ら物品販売や興業など、営利を目的とする行事は、これらの名目であっても除く。

- ・板橋区民まつり・農業まつり
- ・花火大会・産業祭
- ・神社・仏閣の縁日、祭礼
- ・花見・盆踊り・歩行者天国

②品目は定められた種類のうち1品目のみ

**①②の両方の条件に合致しない場合**

一時的であれ**固定店舗の許可**を取る必要があります

はい

公共の目的を有する  
板橋区、都、国等の関与がある

いいえ

いいえ

はい

**行事開催届・臨時出店届**

要綱に基づく、施設・設備の準備、取扱品目1品目など要件の定めがあります。保健所にお問い合わせください。

はい

**臨時営業許可**

許可のため施設基準に合致する施設・設備を準備し、あらかじめ申請・検査を行い許可書を得る必要があります。

どこに当てはまるのかという最終的な判断はご自身ではなさらず、必ず当係にご相談ください。形態によっては事前に営業許可が必要となる場合があるため、早めにご相談ください。